

防人計（事）第54号
令和2年3月2日
防人計（事）第65号
令和2年3月6日
防人計（事）第126号
令和2年3月27日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る隊員に対する特別休暇の付与について（通達）

標記について、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第49条第1項第17号及び第50条、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第14条第12項第5号並びに自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第6条第12項第2号の規定により、下記のとおり定められたので通達する。

なお、防人計（事）第50号（令和2年2月28日）は、廃止する。

記

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る隊員に対する特別休暇の付与については、新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等を踏まえ、次のとおりとする。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合には、隊務の運営に支障のない範囲内において、必要と認められる期

間の特別休暇（非常勤の隊員にあっては、年次休暇以外の休暇。以下同じ。）を与えることができる。

- 2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する感染症法第44条の3第2項の規定により、隊員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむをえないと認められるときには、隊務の運営に支障のない範囲内において、必要と認められる期間の特別休暇を与えることができる。
- 3 隊員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、隊務の運営に支障のない範囲内において、必要と認められる期間の特別休暇を与えることができる。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う隊員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、隊務の運営に支障のない範囲内において、必要と認められる期間の特別休暇を与えることができる。
- 5 第1項から前項までの特別休暇については、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第2条ただし書の規定により防衛大臣の承認があったものとみなし、俸給を支給することとする。
- 6 第1項から第4項までの特別休暇を非常勤の隊員に対して付与するときは、これを有給の休暇とする。
- 7 規則第44条第12項に規定する所属長その他隊員の休暇を承認する権限を有する者（次項において「所属長等」という。）は、隊務の重要性を踏まえ、適切に判断し、特別休暇の承認を行うものとする。
- 8 所属長等は、特別休暇を承認したときは、その都度、別紙様式により、隊員の氏名、休暇を承認した期間その他必要な事項を記入し、保管するものとする。
- 9 自衛官候補生並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下この項において「予備自衛官等」という。）並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下この項において「学生」という。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下この項において「生徒」という。）が第1項から第4項までの要件に該当したときは、隊務の運営に支障を生じない範囲内において、自衛官候補生、学生及び生徒にあっては特別休暇を、予備自衛官等にあっては休暇を認めても差し支えない。

添付書類：別紙様式

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る隊員に対する特別休暇の付与について

No	階級等	氏名	付与期間		特別休暇を付与するに至った事情等
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	<div style="text-align: center;"> 日 時 分 </div>	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	<div style="text-align: center;"> 日 時 分 </div>	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	<div style="text-align: center;"> 日 時 分 </div>	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	<div style="text-align: center;"> 日 時 分 </div>	
			令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで	<div style="text-align: center;"> 日 時 分 </div>	

(注) 付与期間欄は、特別休暇を最初に付与された時から最後に付与された時までを記入するとともに、付与された特別休暇の合計日数等を記入する。